

2019年12月16日

次世代法に基づく行動計画の策定について

ホシザキ東海株式会社

次世代の社会を担う子供が、健やかに生まれ、育成される環境の整備を行う「次世代育成支援対策推進法」を進めるための行動計画を下記の通り策定致しました。

記

1. 計画期間 2020年1月1日～2022年3月31日

2. 計画内容

目標① 週1回のノー残業デーの実施継続

【対策】2020年1月～

- 基本毎週水曜日をノー残業デーと定め、啓蒙メールを発信する

目標② 有期雇用労働者を含む全社員の年次有給休暇取得率を70%以上とする。

【対策】2020年2月～

- 毎月の進捗状況を各ブロック責任者に周知する
- 部署毎の有給スケジュール作成を促し、ポータルに掲載することで取得しやすい環境とする。

目標③ 計画期間内に育児休業取得状況を次の水準とする

- ・ 男性の育児休業取得率 15%以上にすること
- ・ 女性の育児休業取得率 90%以上にすること

【対策】2020年6月～

- 男性、女性の育児休業経験者を集めた意見交換会を計画期間内に2回以上開催する。
- 男性育児休業経験者の話題を社内新聞に掲載しアピールすることで、男性の取得者を増やす。

2019年12月16日

女性活躍推進法に基づく行動計画の策定について

ホシザキ東海株式会社

女性が活躍できる環境をつくる「女性活躍推進法」を進めるための行動計画を下記の通り策定致しました。

記

1. 計画期間 2020年1月1日～2022年3月31日

2. 計画内容

【目標①】 新卒者の総合職女性採用の割合を30%以上とする

【対策】 ○2020年2月～ 学内セミナーへの総合職女性社員の参加

○2020年4月～ 会社説明会において女性活躍を説明

【目標②】 総合職女性の定着

【対策】 ○2020年6月～ 総合職女性社員の交流会を行動計画期間内に2回以上開催する

○計画期間内に総合職女性の出産～育児休業～復帰までの

ガイドラインを作成し全社に周知する